公　示　送　達　書

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和8年11月2日

常滑市長　伊 藤 辰 矢

送達を受けるべき者		送達すべき書類の名称	摘 要
氏　名	通知書番号		
尾崎 マサト	126710	令和8年度 市民税・県民税森林環境税 税額変更(決定)通知	

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに、
書類の送達があったものとみなされます。